

評価結果報告書〈事後評価〉

研究の実施者	法務総合研究所
研究課題	ハイテク犯罪に関する基礎的研究
事業等の内容	<p>1 課題・ニーズ 近年の高度情報化社会の発展に伴い、コンピューター及びコンピューター・ネットワークは我々の日常生活に浸透し、今や欠くことのできない社会的インフラとなっている。それとともに、いわゆるハイテク犯罪も質・量ともに増大してきており、大きな社会問題となっている。</p> <p>ハイテク犯罪は、コンピューター・ネットワークの特性から犯罪の痕跡が残りにくく、かつ、証拠隠滅が容易である上、犯行手口が極めて専門的で巧妙であり、その進歩の速度も非常に速いなどの困難な問題点が存在する。</p> <p>2 目的・目標 本研究では、ハイテク犯罪に関する基礎的研究を実施し、その調査研究で得られた研究成果を取りまとめ、関係各機関に広く配布し、ハイテク犯罪に関する適切な対応策の提言を行うことを目的とする。</p> <p>3 具体的内容 (1) 研究期間 平成17年度から平成18年度の2か年計画 (2) 研究予算額 平成17年度 7,151千円 平成18年度 606千円 (3) 研究内容 ア ハイテク犯罪に関しての情報収集を行うため、当該犯罪対策が進んでいるアメリカに当所研究官が主に司法省及び連邦捜査局など関連機関へ赴いて、現地担当者から最新の情報や研究に必要な資料を収集するとともに、ハイテク犯罪の実態について調査する。また、併せて大学や研究機関において、直接学者等からハイテク犯罪の対処方法等について聞き取り調査を行う。 イ 当所の研究官に加え、ハイテク犯罪の実態やその背景等について高度の知識を有する専門家等を研究員とするハイテク犯罪研究会を定期的に開催することにより、今後の我が国がとるべき有効・適切な方策を探求する。</p>
事前評価の概要	<p>【必要性】 近年、いわゆるハイテク犯罪は大きな社会問題となっており、犯行形態の複雑化など、その進歩の速度は非常に速く、現状の問題点や対処方法を検討する必要がある。</p> <p>【効率性】 本研究は、実際に捜査官としてハイテク犯罪の捜査実務経験のある研究官を中心として行い、ハイテク犯罪の対策が進んでいるアメリカに赴いて、捜査上の問題点や対処方法について調査するほか、他の研究機関においてハイテク犯罪の研究を行っている研究者やハイテクの専門家などと意見交換をするなど手段の適性・費用対効果の観点からも効率性が高い。</p>

【有効性】 本研究によって得られた研究成果は取りまとめの上、関係各機関に広く配布し、ハイテク犯罪に関する適切な対応策の提言を行うなどの成果が期待される。

【評価】 「必要性」「効率性」「有効性」についてはいずれも適正であり、本研究は実施すべきである。

事後評価の内容

1 目的等の実現状況

多種多様なハイテク犯罪のうち、近時特に我が国で問題となっている個人情報関連犯罪にテーマを絞ることとし、同犯罪の対策を検討するに当たり、早くから個人情報の所持・移転・使用行為を禁止する Identity Theft 罪を連邦法上の犯罪とし、被害防止のための各種対策を講じているアメリカ合衆国及びアメリカ合衆国類似の罪の創設を検討しながら被害防止対策を実施しているカナダを調査対象国とした。具体的には当所研究部研究官及び国際連合研修協力部教官において、両国の法制に関する文献・資料を収集・分析した後、平成18年1月に両国の関係機関へ直接赴き、両国において社会的に利用されている個人情報の種類、役割といった背景を踏まえて、立法及び犯罪被害防止のための各種取組について調査し、さらに、我が国において社会的に利用されている個人情報の種類・役割と、他人の個人情報を悪用した犯罪への対策について考察を加えた。その研究成果は、平成19年3月に研究部報告36「個人情報に関する犯罪に関する研究」（概要については別添参考）として取りまとめて刊行し、その中で、上記犯罪に関する適切な対応策の提言を行い、関係各機関（法務省各局部課、検察庁等の法務省関係各機関、警察庁、最高裁判所等）に広く配布するなどして活用を図っている。

2 評価結果

本研究は、近時特に問題となっている個人情報関連犯罪について、被害防止対策を実施しているアメリカ合衆国及びカナダにおいて実地調査を行うとともに、我が国における個人情報関連犯罪の実態、対策の状況等を併せて調査・比較し、今後の我が国における同種犯罪への新たな施策を検討する上で有益な資料が得られており、これらの資料については、当所研究部報告にとりまとめた上、関係各機関においてその活用を図っていることから、期待される効果が得られたという点において、有効性が認められるところである。

また、ハイテク犯罪をめぐっては、近時、特に個人情報を悪用した各種事件が多発している犯罪情勢を踏まえると、このような基礎的研究を現時点において実施し、その成果を実務関係者において共有することは、必要性の観点から高く評価できるほか、本研究は、ハイテク犯罪の捜査実務経験のある研究官を中心として実施されており、捜査実務上の視点からの考察も行うなど、効率性の観点からも高く評価できるところである。

このように、本研究については、必要性、効率性、有効性のいずれの観点においても相応に評価できるところ、ハイテク犯罪については、今後も、技術の発展等に伴い新たな形態の犯罪が出現するといった状況が予想されることから、ハイテク犯罪の動向を注視し、必要に応じてその対策についての調査研究を行う必要があると思われる。

備考

別添：研究部報告36「個人情報に関する犯罪に関する研究」の概要